

# かわいいやく

昭和44年11月1日

題字・藤井得三郎氏

## 色を好む

大木製薬・社長

涌井一雄

古来英雄豪傑色を好むというが英雄ならずとも色を好まないものはあるまい。私の貧弱な人生行路で色々お世話になった大先輩の方々も夫々色道の達人のようだが私はこの道ばかりは成績不良の弟子である。

若かりし頃同郷の先輩として尊敬し時々お説教を頂いた方に大倉喜八郎翁がある。大倉さんは人も知る明治の大実業家であり、維新的混戦時に鉄砲商として幕軍、官軍双方に武器弾薬の売込みをして巨万の富を積み、大倉組を興して今日の大成建設の基礎を造った人である。帝国ホテルも帝国劇場も大倉翁の発起であり、日本男兒須く海外に雄飛すべしと云つて自から支那大陸や満洲の荒野に出かけて製鉄所や炭礦や鉄道等を開発したのである。

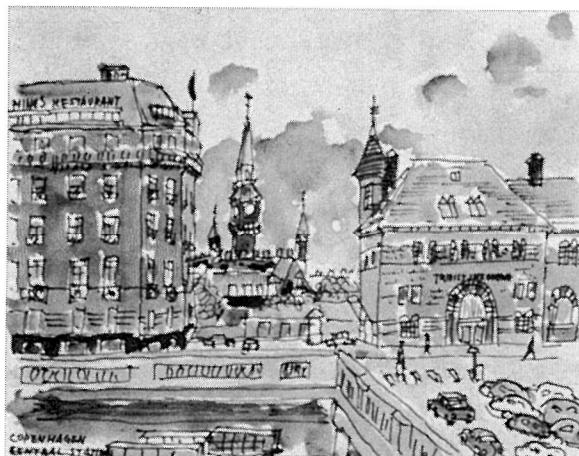
海外貿易は大倉商事として活躍し

(最近大倉商事がギニアの鉄礦石三億屯の半分を日本に輸入しようとしていると聞く)青年の通商教育のために大倉商業学校を設立したがこれが今日の東京経済大学の前身である。この大倉翁の亡くなられる二ヶ月前にこれは自分の遺言であるからよ

り、(前略)が斬り殺されるということもあつたし又函館で榎本軍に捕われて処刑されかかることは有名な話である。

以来私は約束を守るようにしてい小切手の支払も約束手形の支払もみんな約束の履行があり一杯きげんでいい気太郎氏内伊太郎氏になって女子の子と約束したことも実行しなければならない。

大倉翁はいつもお昼に鰻丼をたべたが鰻の皮をはいで身だけたべたことは著名な話であるがこれが翁の精力絶倫の根源だったとも言はれていた。



事業は豪放大胆に進めてコペンハーゲン駅前広場いたが色道も大家で常時数人の愛人があったとのことで夫々に欲求不満のないよ

く聞いておけと言はれた言葉がある。それは「約束をしたら必ず実行せよ、場合によつては命をかけてやれ」という事であった、自分は命がけで約束を守つて来たという誠に真剣の表情であった。

成程大倉翁が維新的天下を見越し

今からでもおそろい鰻をたべて大先輩を見習うようにいたしませう

# 夢の跡

山崎文藏

大震災で、丸焼けになった時には、幸い地方の御得意様の厚情により、割方早く立直りましたが、戦災の時は、未だ未だと思って、疎闊もろくろくせぬ内に、ドンピシャり、やられ昔からの貴重な記録や伝来品等一切空に帰して仕舞いました。知る人ぞ知るで、お宅は随分お古いんですってねなどといわれても、裏付のもの何一つ無き有様では、痛し痒しの変な表情をするよりほか仕方がありません。

小児薬蒼竜丸は、当家唯一の金看板にて、一子相伝的に古き伝統を誇りとして来たものです。徳川中期に所謂御墨付なるものを拝領、名字帶刀を許され、全国津々浦々の出入りの特権を与えられ、小児の健全発育の役目を果たして居たものであります。当時の豪農、酒造家、旅宿などに頼み置き、近隣の人達に頒布したものです。こうした慣習から所によ

ると、肝心の本名より其家の家号を呼びなれ、鍋屋という酒屋ならば鍋屋業、油伝という金物屋ならば油伝ぐすり、という様に愛称され、しかも小児を背肩って其の門をくぐればそれだけでも病気は治る今まで言はれたものです。但し一面其の児のは便の麝香臭にまで注意を払われたので本舗としても油断も隙も出来ませんでした。さてこの薬の調製にませんでした。さてこの薬の調製についてですが一番注意したのは、麝香玉の尻へ妻揚子を突込みそれを甜めで良否の鑑別、熊胆の艶の具合ほろ甘みある苦さ等、体験が相当ものでした。知る人ぞ知るで、お宅は随分お古いんですってねなどといわれても、裏付のもの何一つ無き有様では、痛し痒しの変な表情をするよりほか仕方がありません。

立廻し、其中へ親子で入り調合をしたものであります。こんな時はその古典的

この丸子に金衣を掛けるコツが専々難しく、うつかりすると折角の金が丸薬の中へ塗りつぶされ何にもならなくなるのです。高窓のほの明りの工事場の中で燐然と出来上がった金粒を眺めやる感慨は一入のものでした。

其当時地方の老舗では軒釣りの金看板の数を自慢したものが、そ

の看板も専属の看板師が居て「伊勢の赤ふくの屋根看板を作つた男」

漆下を何度も重ね金箔も厚く重ねて雨にも風にも何年も堪えるよう念入りに仕事をしたものでした。この金看板の一枚が東北のある微

な香りのただよいに近所ではまた山崎さんで蒼竜丸の調合が始まつたなどと噂されたものは、一室を当てがわれた専属の製丸師が朝から晩まで器用な手付で刻明に仕上げ干蓋に何枚も並べて陰干しにしたものであります。

秋日烽　杏堂

金打ち了へし  
丸衣かな

## 薬と共に

### 四拾有余年

(その八)

松田金之助

大月泊りは時に谷村泊りに変更する事もあり夏ともなれば富士登山の客で賑ふ大月駅も中央道開通のためドライバーには途中の町とも云える様になりました。

リュックを背負つた男性の中に女性の姿が混つてゐる。図は数十年前の事で現在は女性の数が男性と同じと

いうのが最近の様相です。谷村は大月同様織物の町で従つて薬局と云つても半分は染料を扱いその主なる薬

局さんが長田順進堂でした。

吉田の町は甲府市に散在する卸問屋の地盤で東京の卸問屋は之に遠慮して進出しませんでした。現在の激しい争奪戦を思えば人の心も素朴なものだったと余りにも変わるものと時の流れに驚きます。

谷村をすまし再び大月に戻り塩山にまいります。荒木薬局、篠原薬局



写真はありし日のスナップ 右から東京薬品岡田社長 甲府市小林至誠堂故小林前社長 著者 東京元八木薬品故八木社長

の訪問は得意先というより岐阜の山奥にある我家に帰つた様な親しさを起させ好い事ばかりないセールスの為の苦労を静かに取り去つて下さるのでした。

いよいよ沿線中重要な同時に財界に多数の人物を生み出した所謂甲州人気質の結集地でもある甲府市に乗り込むのです。

当時セールスのジンクスとも云はれ甲府の夜セールスに行き明朝来い明朝行けば今夜來い之を数年勤め上げれば立派な一人前のセールスと云はれて居りました。それ程甲府商人の粘り強さ馳引のうまさ、これに鍛えられ私もどうやら受けて立

れ此の異色の町甲府の卸屋さんは忘れ得ぬ方が二人居られます。

お二人とも故人になられて居りますが私も家庭薬出身のためか特に親しみもありそして余りにも対照的な此のお二人が私の心に焼き付いたものと思えます。

最近と云いましても数年前に長逝された現小林至誠堂社長の父君小林百治様で人生之商売以外にはないと

いう生活そのものが商売といふ方でした。静かな口調で落ちついて商談を進められますがこの裏には甲府人特有の粘り強さを秘められ我身に取り教えられる所が多々ありました。

胃腸薬「健康」毛染「黒胡蝶」の在庫は東京の卸屋でも珍らしい大量なものでした。

価格もはるかに安く度々東京へ逆輸入させて頂いた事もあります。一方マル金商店主矢崎金吾氏は常に恵

つ事が出来る様になりました。

さすが甲府は卸問屋も多く家庭薬衛生材料と多数の品目を扱はれ現代の多角経営の先端を行かれたものと

（矢崎）など始め何軒かの卸屋があり新薬方面となると更に数も多くて御としては小林至誠堂、マル金商店

成島を筆頭に少々離れて韋崎の山本清涼堂、現在も之等の方々は盛大に

営業を続けて居られます。

此の異色の町甲府の卸屋さんはお二人とも故人になられて居りますが私も家庭薬出身のためか特に親しみもありそして余りにも対照的な此のお二人が私の心に焼き付いたものと思えます。

最近と云いましても数年前に長逝された現小林至誠堂社長の父君小林百治様で人生之商売以外にはないと

「新聞、雑誌などのない藩政時代には、売薬はどのようない宣伝方法によつて全国に普及されていました。そのころは、売薬の能書が唯一のものであった。従つて、その能書の文章に努力が払われていた。藩政時代には、一流の作家がしばしば能書を執筆している。

## 昔の家庭薬・PRと文士

玉置新治

「新聞、雑誌などのない藩政時代には、売薬はどのようない宣伝方法によつて全国に普及されていました。そのころは、売薬の能書が唯一のものであった。従つて、その能書の文章に努力が払われていた。藩政時代には、一流の作家がしばしば能書を執筆している。

曲亭馬琴、十返舎一九、柳亭種彦為永春水なども、生活の資を得るために、売薬本舗の依頼に応じて、能

書の文案を執筆していたのである。

式亭三馬もまた「延寿丹」「金勢

馬琴は当時の文豪であるが、名著「椿説弓張月」もそのころはさほど評判にはならなかつた。生活が苦し

かつたので、自身が医師であるので、売薬を発売し「神女湯」「奇応丸」「婦人つきむしの妙薬」などの自家製剤を販売するかたわら、「仙女湯」「美玄香」「金匱救命丸」などの売薬の取次もしていた。

その神女湯の能書は次のようなものである。「こはこの作者が家伝の良方婦人諸病の神薬にして、わきて産前産後血の道に即効あり、さるにより相互五世に及んで家に難産夭折の婦人あることなし。用ひやうはっぱらにつつみ紙にしるしちかき比はいよよますますその効抜群、自余の売薬にまされるよにして、求め玉ふ君子少らず、いと歎しきことになん」

山東京伝も、享和元年（一八〇

二）に「読書丸」を発売し、自著に自ら「氣根を強くし、物覚をよくし、退屈して気分悪しきとき用ゆれば効あり」と宣伝している。続いて享和三年には「小兒無病丸」を、文化年間には「大極上奇應丸」を発売し、その著書の中に「一寸申上げます」と題して宣伝している。

丸」を発売し、いざれもその著書の中に効能を吹聴している。

以上は「愛知県薬業史」から一部

を抽かせて頂いたものである。

尚、売薬という言葉について補えば、寛政一年（一七九九年）四月幕府の触れ書きに「町家の見世にて売薬を渡世……」とある。この年、馬琴は三三才の壯年で、活躍していった頃なので、神女湯の能書に「売薬▽」という語を使つたが、恐らく馬琴は三三才の壯年で、活躍していった頃なので、神女湯の能書に「売薬▽」という語と併用して世上に使われていたものである。

明治になって、正式に「売薬▽」という名が認められたのは、明治三年一二月一三日（一八七〇）の太政官布告「売薬取締規則」で（清水藤太郎著「日本薬学史」）あって、大正三年の「売薬法」まであまたの起伏、変遷を経ている。

（玉置製薬・専務）  
（健）  
（康）



### 近代工場めぐり（3）

## （株）金冠堂

世田谷区・三軒茶屋

のる電といわれた玉電が撤去され半年になる。渋谷から三軒茶屋迄バスで一〇分、バス停から歩いて三分の当工場も、戦後買収した時は周囲に空地もあり、静寂な住宅街の中についた。それが現在では人口も増加しバス停から当社へ来る道の両側は軒並に商店となり、商店街の真中に工場が位置する様になった。戦時中三宿町にあつた工場は敷地一五〇〇坪あって工場も広々としていたが空襲で全焼してしまったので元軍需工場だった現工場を買収したのである。敷地七〇〇坪建坪四五〇坪といえば立派だが、木造で押せ倒れる程の老朽建築である。アルコールを多量に取扱う当社としては、消防法の規制も厳しく、木造家屋では製造も出来なくなつて来た。需要増大に伴う生産量の増産も狭隘と不便を感じ、加えて労働力不足の問題に悩み、工場の転地かそれとも改築か、いづれかの道を選ぶべき時期に迫られて來た。昭和四〇年遂に決断した、それは現工場を全面的に改築して、生産工程も機械化することである。社長、専務、常務共陣頭指揮でその任に當つた。遅すぎた感があるが戦後二〇年目でやっと目を開いたのである。鉄筋コンクリート造二階

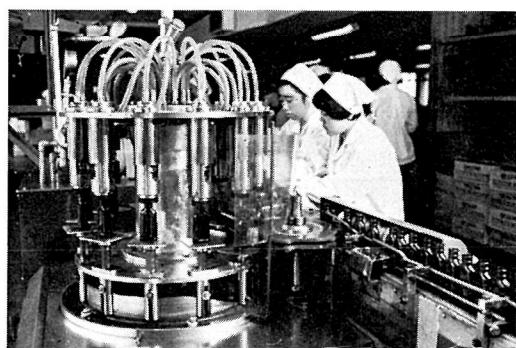


仕込みタンク

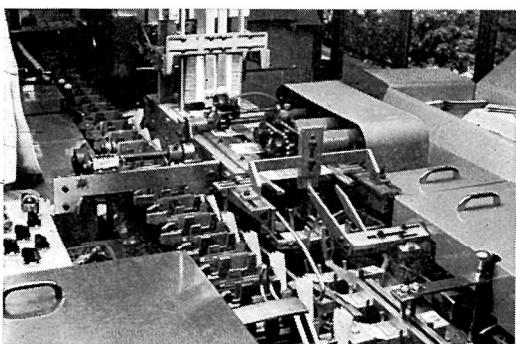
建四五〇坪の新社屋工場は、当年一二月に至って完成した。工場の側壁は防火上有効な防火壁で囲まれ、地社では余り関係もないと思うが、照明、電動機、スイッチ、配電盤等は総て防爆装置を施し、火災報知器、消火器の配備は勿論のこと、建物の外側に放水出来る様ドレンジャー設備を施してある。これ等は消防法による規制上必要に迫られて設備したのであるが、冷暖房等その他の附帯設備も総てそれに準じている。調剤は仕込タンクの機械化とアンモニヤの臭気を外部に出さない様に設備し、バイプレインにより自動的に充填装置へ、そして検瓶、充填、キャップバー、ラベリング、自動包装機へと一連の機械ラインを設備した。当社は現在キンカンだけの生産に努めているが、品質の保全には万全を尽し、試験室の設備を拡充し毎日の品質管理に努めている。

生産工程の機械化は労働力不足を解消するのに充分であり、加えて一人当たりの生産性は著しく向上した。労働環境の改善は従来のに比較すれば、がらりと近代化されたのであるが、近代工場めぐりと銘打ったこのシリーズに登場するには、いささかおこがましい感がある。

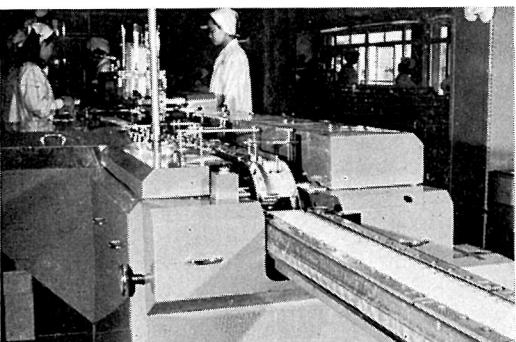
しかし時代の要請は我々業界にも強く要求されることであろうと思う



充填機



自動包装機 (1)



自動包装機 (2)



製品検査室

ので、敢て投稿した次第である。休養室、娯楽室、食堂、ロッカー等には充分なスペースを配慮し、娯楽室には玉突、麻雀、碁、将棋、ゴルフ練習場等、従業員の娯楽面に重点を置いているのも特長であると思う。改築して既に四年を経過し現今では需要の増加により、製品倉庫等に狹隘を感じている。

消防法の規制によりやたらに増設出来ない現況であるので、どこか適当な所へ第二工場の新設を計画中である。

## 財界人の趣味調査

### 委員会から

の旅に決定し盛況裡に終了しました。

三月の例会としましては、次の内容が主な課題となりました。

#### (1) 四十四年度の採用状況

又ゴルフ会は新カップ第一回を輕井沢に催し、堀正己氏が優勝致しました。

井沢に催し、堀正己氏が優勝致しました。

労働力不足の影響が一段と厳しく、採用計画人員が、各社とも得られなかつたようあります。大いに採用対策の必要性を痛感しました。

T K G C (ゴルフ会)  
第1回 44年7月10日  
於 軽井沢カントリークラブ

去る七月三日に都庁薬務部の次の方々と医薬品広告に関して懇談会を催した。

薬事衛生課長 田中 一男氏

指導係長 光藤 信学氏

指導係主任 原田 正氏

指導係技師 大江 清雅氏

席上担当官より現在医薬品のテレビ

広告の姿勢はよくなつてゐる。今後

は消費者行政の立場から医薬品広告

の指導をして行きたい。現在雑誌の

広告に於て若干問題があるとの発言

があつた。これに対し、我々メーラー

ーとしても医薬品としての本質をわ

きまえた消費者のプラスとなる宣伝

をすることを誓つた。

(太田)

次で暮会は左記の如く津村重孝氏  
が優勝し、次回は十一月二十日と決  
定し閉会致しました。

東京家庭薬暮会  
第2回 44年7月19日

於 日本棋院中央会館  
優勝 津村重孝 4級 4戦4勝  
2等 畑 文雄 初段 3勝1敗  
3等 中村源三 5級 3勝1敗  
4等 市川一雄 3段格 3勝1敗

(町田)

(a) 自動車事故が各社とも出ており、その補償及び事故対策についての情報がなされた。更に車両管理規定の有無とその運用についての意見交換がなされた。

(b) 旅費規定の改正が二社あり、改正ヶ所の主なる点は、物価上昇に伴う宿泊費、日当であります。

(c) 住宅手当についてどのように企業は考えてゆくべきかの意見交換がなされた。

四月、五月、六月は春闌賃上げ、

又ボーナス等の交渉期間のため休会し、七月例会は、ニチバン・軽井沢山の家で開催しました。課題は次の通りであります。

(1) 春闌の賃上げ額及び賞与支給



1 ゴルフ	2 マージャン	3 围碁	4 野球	5 絵画	6 カメラ	7 テニス	8 音楽	9 詞曲	10 詞曲
ゴルフ	マージャン	囲碁	野球	絵画	カメラ	テニス	音楽	芸画	カーメラ

△注▽ 読書は三十年にはベストテンの下位にも入つていません。四十年はマージャンの回答はたつた三人。(幹部へのパスポート)より)

### 厚生委員会

当会担当の懇親会を去る六月十三日新緑けむる伊豆船原ホテルに催し、多数参加のもと懇親囲碁麻雀と親睦し、続く懇親会に於て今秋は永平寺に於ける組合物故者回向と北陸

前回の会報に「四十四年度の抱負」を述べましたが、その後の活動状況を報告させて頂きます。

### 労務委員会

前回の会報に「四十四年度の抱負」を述べましたが、その後の活動状況を報告させて頂きます。

の結果、

この内容については、資料交換をもつて代え、内容については質疑応答がなされた。総じて賃上げ額にしろ賞与額にしろ、四十三年度より高額のものが支払われたことである。

答がなされた。総じて賃上げ額にしろ賞与額にしろ、四十三年度より高額のものが支払われたことである。

(2) 四十五年度の採用状況

各社共、かなりの苦労をしているとの説明がなされ、採用方法等の苦労話やら好例についての意見交換がなされた。

(3) その他

(a) 各社とも厳しい企業経営に当り、その対処策としての動きを感じられ、具体的な制度の導入、改正の説明があり又質疑応答がなされた。

例えは、課長、係長制度の廃止による新しい管理システムの導入及び、資格制度の導入、昇進制度の改正、雇用定着性の対策の具体的方法等の説明があり、その意見交換があつた。なお七月例会終了後、各社より現在一番問題となっている事柄を提起して頂き、これらについて座談(放談)的にリラックスした状態でいました。

七月例会の翌日は当面している労働問題に関する座談会を行いました。内容は会報によりお知らせする

ことになります。更に座談会終了後八月例会の課題と九月例会をかさねて講演会を開催することを決定した。講演会のテーマは「定着性と労

働力不足」についてと題し、九月二日に開催することになった。

上述した通り四十四年度前半の活動状況をご報告申し上げました。今回は例会の具体的な内容を紹介致しましたが、「四十四年度の抱負」で述べました事項について各社の労務担当者は常に問題意識として抱えながら、本来あるべき経営問題に真剣に取組んでいる事をご報告しておきます。

顧問 (編) (集) (後) (記)  
三宝製薬株式会社 渡辺 久吉  
株式会社太田胃散 太田 信義  
大木製薬株式会社 淳井 一雄  
院外理事

理事 東京都家庭薬工業協同組合  
渡辺 久吉  
太田 信義  
株式会社建林松鶴堂 建林 静枝  
院外理事

監事 千葉三郎次商店 明  
園部 明

石原薬品工業株式会社 石原 量  
河合製薬株式会社 河合 友彦  
宝興産株式会社 飯島 明正  
株式会社宅間末広堂 千葉三郎次  
わかもと製薬株式会社 牧田 鉱市  
評議員

宇津救命丸株式会社 宇津 広  
小松製薬株式会社 小松 重雄  
帝都製薬株式会社 平塚 三郎  
双葉製薬工業株式会社 秋山 市郎  
秋山錠剤株式会社 秋山 喜和  
三恵製薬株式会社 河原モモ子  
石沢 信蔵  
喜谷 喜和

又、六月二十日の理事会に於て、定款改正に伴い、相談役の御委嘱とて講演会を開催することを決定し評議員を決定した。

以上相談役、理事、監事、評議員に当選者には七月十七日夫々委嘱状を発送した。



事務局だより

五月三十日第二十二回通常総会を

開催して定款の全面改正と諸案件を開催して定款の全面改正と諸案件を開いた。引続いて理事の補欠選挙を行った。

ヒサゴ薬品株式会社

東京都家庭薬工業協同組合会報  
かていやく 第十五号

厚くお礼申し上げます。  
なお本号の体裁がこの為に一部変り、読み難くなつたことをお詫び致します。



# 明治十年頃の東京の家庭薬

(発売年代)

(町名)

(氏名)

延命散  
丸虫太郎孫

慶長年中

本町木町二丁目

服部藤右衛門

解毒丸

正保二年

本郷四丁目

芝大助守田治兵衛

光宝錦袋

宝文九年

池の端仲町

山本新五郎

順寶丸

延宝八年

芝遠藤守田

大助守田

妙見堂

元禄二年

大木幸太郎

喜平治

萬葉堂

元禄三年

喜谷喜助

芝遠藤守田

丸白井堂

元禄年中

大木遠藤守田

大助守田

萬葉堂

元禄十年

山本新五郎

芝守田

萬葉堂

宝永九年

大木守田

芝守田

萬葉堂

宝永年中

大木守田

芝守田

萬葉堂

享保元年

大木守田

芝守田

萬葉堂

享保二年

大木守田

芝守田

萬葉堂

安永八年

大木守田

芝守田

萬葉堂

天明元年

大木守田

芝守田

萬葉堂

天明三年

大木守田

芝守田

萬葉堂

享保元年

大木守田

芝守田

萬葉堂

寛所一年

大木守田

芝守田

萬葉堂

享保二年

大木守田

芝守田

萬葉堂

寛所二年

大木守田

芝守田

(本表は「愛知県薬業史」より抽出したものであるが、脱漏が多く、  
大物が大部分抜けている。)

## 委員会構成並びに管掌事項

理事長 津村重舎・副理事長 藤井勝之助 山崎栄二

○印理事・○印監事

東京都家庭薬工業協同組合 (4.10.20)

委員会名	総会	財務	薬事	販売対策	広告	厚生	労務	弘報
担当理事	◎藤井勝之助 (竜角散)	◎中尾義隆	◎津村重孝 (津村)	◎大田昭	◎山崎栄二 (金冠堂)	◎歌橋一典	◎堀内伊太郎	◎堀内伊太郎
委員長副委長	◎堀(泰心)助	◎中村源三	宇津津(救命丸)廣	本(養命酒)朋	◎町田弘	◎友田真二	湯浅富夫	湯浅富夫
常任委員	◎橋石忠興 (三宝堂)	◎山崎忠興 (帝國堂)	増田和雄	◎中尾義隆	○建林静枝	◎友田真二	玉置新治	玉置新治
事業内 容	◎川修市 (甲子社)	◎木榮一 (大木製藥)	山(金冠堂)中正和	岩(エーザイ)彦	石原道郎	千葉頼	千葉頼	千葉頼
(1)定款に関する事項(定款諸規則の整備及び管理)	(1)予算・決算表作成及び会計報告書の作成	(2)総会・理事会に於ける事項の資料収集等)	(1)薬事法に関する事項、特に重点をおくる事項、特に重点をおく事項に次を示す	(1)広告に関する情報交換並びに広告活動に必要な共同研究の実施	1.医薬品・医薬部外品の製造販売許可に関する事項	(1)組合員の親睦を目的とした厚生行事に関する事項	(1)組合員名簿の作成	(1)中小企業の労働問題の調査研究
(2)組合員会員登録の監督	(2)組合費その他の足りない組合金の督促及び組合金の費価算定	(3)予算に対しての監督	(2)所轄官庁(厚生省・都行等)との連絡に関する事項	(2)所轄官庁(厚生省・都行等)との連絡に関する事項	2.医薬品・医薬部外品の取扱事項	(2)組合員の保健衛生に関する事項	(2)組合活動の内外の公表	(3)月報その他の発行及び編集
(3)関係官庁との連絡に於ける事項	(4)事務局の管理掌務状態・人事・給付の監督指導	(5)各委員会活動の監督指導	(3)業界諸団体と広告に関する問題の連絡	(3)業界諸団体と広告に関する問題の連絡	3.医薬品・医薬部外品等に關する事項	(4)組合員に対する広告の要事項の伝達	(4)情報及び資料の収集・整理	(4)情報及び資料の収集・整理
(4)事務局の管理掌務状態・人事・給付の監督指導	(5)組合員会員登録の監督指導	(6)組合員会員登録の監督指導	(4)組合員に対する広告の要事項の伝達	(1)流通に関する事項(主として卸売業者との懇談)	(1)医薬品・医薬部外品の表示、容器等に關する事項	(1)流通に関する事項(主として卸売業者との懇談)	(3)労働問題に関する講演会の実施	(3)労働問題に関する講演会の実施
(5)組合員会員登録の監督指導	(6)組合員会員登録の監督指導	(7)組合員会員登録の監督指導	(2)組合員に対する広告の要事項の伝達	(2)組合員に対する広告の要事項の伝達	(2)その他の医薬品・医療器等に關する取扱事項	(2)組合員に対する広告の要事項の伝達	(2)組合員に対する広告の要事項の伝達	(2)組合員に対する広告の要事項の伝達
(6)各委員会活動する事項	(7)組合員会員登録の監督指導	(8)その他他の委員会に屬さない事項	(8)その他他の委員会に屬さない事項	(2)その他の医薬品・医療器等に關する取扱事項	(2)その他の医薬品・医療器等に關する取扱事項	(2)その他の医薬品・医療器等に關する取扱事項	(2)その他の医薬品・医療器等に關する取扱事項	(2)その他の医薬品・医療器等に關する取扱事項

	〃 長谷川 昭 雄 (全薬工業 新薬部長) 〃 梅田 昭二 (三和化学 営業部長) 〃 川又 洋亮 (菱山製薬 営業部長代理)
	第二部会 長 津 村 重 孝 (津村順天堂 専務取締役)
	常任幹事 〃 白石 喜壯 (武田薬品 取締役) 〃 松尾 錦一 (三共 医薬営業部次長) 〃 吉田 矢逸 (塩野義製薬 常務取締役) 〃 宮崎 豊 (田辺製薬 常務取締役) 〃 田中 貞夫 (ロート製薬 専務取締役) 〃 遠藤 武雄 (エスエス製薬 常務取締役) 〃 大槻 彰 (佐藤製薬 取締役)
安全性懇談会 委員長 遠藤 武男 (武田薬品 学術部長)	水田 弘二 (三共 取締役) 藤井 康男 (竜角散 取締役社長) 井川 俊一 (大正製薬 常務取締役) 福井 耕作 (東菱薬品 新薬部長) 大北 正史 (日新薬品 社長)
財務懇談会 委員長 木山喬 (武田薬品 取締役)	本多 淳 (三共 経理部次長) 岩本 寿雄 (エーザイ 取締役) 加藤 忍 (荒川合名 理事) 泰道 直方 (エスエス製薬 常務取締役) 近藤 潤三 (日本化薬 常務取締役) 金森 将衛 (金剛化学 取締役社長)
資本自由化懇談会 委員長 喜田村健三 (万有製薬 常務取締役)	山口 隆三 (三共 常務取締役) (必要に応じ随時増員の予定)

終

## 常設委員会正副委員長名簿

日本製薬団体連合会

委 員 長	副 委 員 長		
薬制委員会 委員長 喜谷市郎右衛門 (中外製薬 製品開発部長)	陰山修 次(第一製薬) 末松正雄(塩野義製薬) 津村重孝(津村順天堂) 丸山穂高(大正製薬) 山中国夫(日本化薬) 長谷川義仁(中央薬品)	次(第一製薬) 雄(塩野義製薬) 孝(津村順天堂) 高(大正製薬) 夫(日本化薬) 仁(中央薬品)	開発部々長補佐) 総務部次長) 専務取締役) 企画部長) 取締役) 取締役社長)
再販委員会 委員長 白石喜壯 (武田薬品 取締役)	松尾錦一(三共 津村重孝(津村順天堂) 小野十(大正製薬)	一(三共 孝(津村順天堂) 十(大正製薬)	医薬営業部次長) 専務取締役) 営業部長)
広告審議会 委員長 西村伊一 (武田薬品 常務取締役)	平尾栄一(三共 小林俊(田辺製薬) 三田彰久(参天製薬) 太田昭(太田胃散) 田中広四郎(大正製薬)	一(三共 俊(田辺製薬) 彰久(参天製薬) 昭(太田胃散) 広四郎(大正製薬)	販売促進部長) 宣伝部長) 取締役社長) 取締役副社長) 常務取締役)
製造承認審議会 委員長 水田弘二 (三共取締役)	村上太郎(武田薬品 津村重孝(津村順天堂) 湯島実(エスエス製薬) 山中国夫(日本化薬) 高桑徳太郎(広貫堂)	太郎(武田薬品 重孝(津村順天堂) 実(エスエス製薬) 国夫(日本化薬) 徳太郎(広貫堂)	調査役) 専務取締役) 企画本部次長) 取締役) 取締役)
保険薬価研究会 委員長 豊田一彦 (三共常務取締役)	白石喜壯(武田薬品 武田公一(塩野義製薬) 宮崎豊(田辺製薬) 荒木正三(中外製薬)	喜壯(武田薬品 公一(塩野義製薬) 豊(田辺製薬) 正三(中外製薬)	取締役) 業務部次長) 常務取締役) 取締役)
販売対策懇談会 委員長 白石喜壯 (武田薬品 取締役)	第一部会 長白石喜壯(武田薬品取締役) 常任幹事 松尾錦一(三共医薬営業部次長) 〃 吉田栄逸(塩野義製薬 常務取締役) 〃 宮崎豊(田辺製薬 常務取締役) 〃 水木克昌(参天製薬 常務取締役) 〃 小野十(大正製薬 営業部長)	喜壯(武田薬品取締役) 錦一(三共医薬営業部次長) 逸(塩野義製薬 常務取締役) 豊(田辺製薬 常務取締役) 昌(参天製薬 常務取締役) 十(大正製薬 営業部長)	

## (分科会等)

第3条 委員会には、専門事項の調査、研究等のため必要に応じ常任委員会、専門委員会、実務委員会及び分科会等を設置することができるものとする。

## (承認)

第4条 委員会において審議決定した事項は、理事会に報告し、その承認を得るものとする。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長これを召集し、その議長となるものとする。

2. 専門委員会、分科会等は必要に応じ隨時開催しその経過を委員長に報告するものとする。

## (例外)

第6条 本規定にかかわらず、特に必要な場合は理事会の議を経て、例外を設けることができるものとする。

## 常 設 委 員 会 の 掌 理 推 進 事 項

名 称	掌 理 推 進 事 項
1. 薬 制 委 員 会	(1) 薬事法及び業界に関係ある諸法令の調査研究 (2) 薬事法令等の施行並びに諸行政指導の検討とその対策 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
2. 再 販 委 員 会	(1) 再販制度護持策についての協議検討 (2) 再販品の流通秩序の改善 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
3. 組 織 改 正 委 員 会	(1) 組織、機構等の改正合理化について協議検討 (2) 日薬連の運営についての研究 (3) 諸規程及び基準等の整備と合理化策の検討
4. 保 険 薬 価 研 究 会	(1) 薬価基準収載、改正、追補等保険薬価問題の調査、研究 (2) 医療保険制度に関する調査研究 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
5. 広 告 審 議 会	(1) 医薬品広告の適正化についての検討と対策 (2) 医薬品広告の自粛策の推進検討 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
6. 製 造 承 認 審 議 会	(1) 承認、許可促進策の検討と推進 (2) 承認基準案等の調査検討と対策 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
7. 一 般 用 医 薬 品 協 議 会	(1) 家庭薬に関する事項の審議検討 (2) 大衆薬問題の調査検討と対策 (3) 関係方面に対する意見具申及び陳情案文の起草
8. 販 売 対 策 懇 談 会	(1) 市場安定対策の協議とその調整 (2) 販売面における過当競争の自粛等施策の調整協議 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草
9. 安 全 性 懇 談 会	(1) 医薬品の安全性に関する問題の協議推進 (2) 安全性に関する諸情報の交換 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草
10. 財 务 懇 談 会	(1) 財務、税制の改善についての協議推進 (2) 税務関係問題についての情報交換及び懇談 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草
11. 資 本 自 由 化 懇 談 会	(1) 資本自由化対策の協議推進 (2) 自由化に関する諸情報の交換、懇談 (3) 必要に応じ関係方面に意見具申及び陳情案文の起草

議会の再発足は若干の問題もあって目下調整中であるが近く発足の予定である。

9 以上をもって昨年5月日薬連の運営組織の改革問題発生以来約1年4ヶ月を経過し、新体制による日薬連の活動が軌道に乗った状況である。しかしながら今後の運営上に若干の問題がないわけでもなく、臨時組織改正委員会が論議たけなわの頃当時の石黒委員長（現副会長）は、歴史的なものを尊重すべきか、理論的なものを尊重すべきか、それは天秤の

問題である。金魚の水は一ぺんに変えると死ぬが1%か或いは半分だけ変えるとよい、理想はわかるが、今一舉にやることは困難があると述べたことを思合わせて今後も漸進的な改革が行なわれていくものと考えられる。

なお、役員の選出基準、会費の負担基準等組織改正委員会の宿題は未だ残っているという環境にあることを申添え日薬連改組問題の1年4ヶ月に亘る経緯の概況をした。

（日薬連事務局長 佐藤愛一）

### 役 員 名 簿 (順不同) 昭和44.5.22 改選

役名	氏名	社名	所在地
会長	鈴木万平	三共株式会社	東京都中央区銀座2-7-12
副会長	石黒武雄	第一製薬株式会社	東京都中央区日本橋江戸橋3-1
〃	宮武徳次郎	大日本製薬株式会社	大阪市東区道修町3-25
専務理事	田辺猛平	日本製薬団体連合会	東京都中央区日本橋本町2-9(東京薬業会館)
理 事	渡辺順公	山之内製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2-5
〃	野口夫	中外製薬株式会社	東京都中央区京橋2-2(千代田生命館)
〃	岩享次	万有製薬株式会社	東京都中央区日本橋本町2-7
〃	内祐	エーワイズ株式会社	東京都文京区小石川4-6-10
〃	島上正	鳥居薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3-3
〃	泰三	大正製薬株式会社	東京都豊島区高田3-34-1
〃	佐藤誠	エスエス製薬株式会社	東京都中央区日本橋蛎殻町2-6
〃	瀬長	昭和薬品化工株式会社	東京都中央区宝町1-5(味の素第1新館)
〃	武衛	武田薬品工業株式会社	大阪市東区道修町2-27
〃	塩田	塙義製薬株式会社	大阪市東区道修町3-12
〃	平野	田辺製薬株式会社	大阪市東区道修町3-21
〃	藤忠	藤沢薬品工業株式会社	大阪市東区道修町4-3
〃	林友	小野薬品工業株式会社	大阪市東区道修町2-14
〃	澤吉	住友化学工業株式会社	大阪市東区道修町2-40
〃	小野	日本新薬株式会社	京都市南区西大路通八条下ル
〃	市雄	株式会社津村順天堂	東京都中央区日本橋通3-8
〃	木鉱	森下仁丹株式会社	大阪市東区玉堀町543
〃	弘一	ロート製薬株式会社	大阪市生野区巽西足代町500
〃	森下	株式会社広貫堂	富山市梅沢町2-9-1
〃	津村	荒川長太郎合名会社	名古屋市中区丸ノ内3-2-26
〃	森下	合資会社模範薬品研究所	東京都文京区千石3-39-12
監事	田安	第一薬品工業株式会社	富山市下奥井1
〃	井幸		
〃	川長		
〃	杉直		
〃	杉山		
〃	石七		
〃	黒三		

#### 日薬連常設委員会運営規程

##### 日本製薬団体連合会

###### (目的)

第1条 この規程は、日薬連に設置する委員会（審議会、研究会、懇談会等を含む以下同じ）の構成及び運営、その他に關し必要な共通事項を定め、委員会の円滑な運営を期することを目的とする。

###### (委員会委員の選任及び構成)

第2条 委員会の委員は加盟団体の意見を徵し、理事会においてこれを選任し、日薬連会長から就任の委嘱をなすものとする。

- 委員は原則として、会員会社における業務担当者（概ね部長級以上の職にある責任者）1名をもって充てるものとする。
- 委員会には、委員長及び副委員長若干名を置き、各委員会において互選によりこれを選出し、理事会の承認を得るものとする。
- 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、重任を妨げないものとする。
- 委員長は委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

別紙第3

昭和44年度会費賦課並びに徴収方法（案）

日本製薬団体連合会

- 第1条 会則第25条に基づき加盟団体より徴収する会費の賦課並びに徴収は、次の方法によるものとする。
- 第2条 会費は地域別団体及び業態別団体において各自負担するものとする。
- 第3条 地域別団体の負担額は、概ね前年度会費額の実績を目途として、算出する附表の等級割額とする。

る。

第4表 等級は1級より6級までとし、その年額は次のとおりとする。

1級	1,140万円	2級	112万円
3級	42ヶ	4級	11ヶ
5級	6ヶ	6級	3ヶ

第5条 業態別団体の会費負担額は均等割とし、一団体年額20万円となる。

第6条 会費は半期毎に前納、または月割額を毎月納入するものとする。

附表

昭和44年度地域別団体会費賦課額

加盟団体名	前 年 度			本 年 度		備 考
	級 別	会 費	1,000分比	級 別	会 費	
東京医薬品工業協会	1	1,003万円	425	1	1,140万円	
大阪医薬品工業協同組合	1	1,008	425	1	1,140	
東京都家庭薬工業協同組合	2	100	42	2	112	
大阪家庭薬業協同組合	2	100	42	2	112	
富山県薬業連合会	4	47	20	3	42	
愛知県医薬品工業協会	5	35	15	3	42	
神奈川県製薬工業組合	7	10	4	4	11	
京都府製薬工業組合	7	10	4	4	11	
佐賀県医薬品工業協同組合	7	10	4	5	6	
奈良県医薬品工業協同組合	8	5	2	5	6	
滋賀県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
島根県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
広島県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
福井県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
兵庫県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
長崎県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
熊本県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
石川県医薬品工業協同組合	10	2	1	6	3	
計		2,369万円	1,000		2,672万円	

7 臨時組織改正委員会の答申をうけて、昭和44年4月24日臨時評議員会が開催されその結果全面的にこれが承認され、日薬連としては具体的な組織作りに入った。

先づ5月22日の評議員会において新会則に基づく日薬連役員の改選が行なわれ、会長以下役員の選任が別紙のとおり決定された。

この新役員のもとで昭和44年度事業計画及び予算の承認が行なわれ新生日薬連としての再出発が始まったわけである。

8 更に日薬連活動の推進力となっていた各常設委員会の改組が新方針に基づき行なわれ

ることになり6月の理事会において別紙のとおり日薬連常設委員会運営規程及び各委員会掌理推進事項を定めると共に加盟団体より推せんを願った委員会社を選任し、同日開催の評議員会の了承を得て各委員会の結成を進めた。7月中旬には各委員会毎に第一回の会合をもち各々正副委員長の互選を行ない、8月27日の理事会において別紙のとおりその承認を得た。

かくして11の委員会中9の委員会は発足し委員長を中心として活発な活動に入った。

なお、組織改正委員会及び一般用医薬品協

理事長、専務理事の選任方法を定めた。

第11条 理事長の地位と職務、権限を定めた。

監事は理事会に出席し、意見を述べ得ることを会則の上であきらかにした。

第13条 顧問、相談役、参与の任期を定めた。

#### 第4章 会議

第14条 以下において、会議に関する規定を若干改めた。

#### 第5章 委員会

第22条 新たに委員会に関する規定を設けた。

#### 第7章 会計

第25条 会費に関する規定を改めた。

#### 第8章 附則

第29条 現在の会長、副会長、理事、監事、及び評議員の任期は、会則上では45年5月までとなっているが、今回の改編によって任期を一年短縮して、本年5月で退任ということに改めることとした。

第30条 引続き本年5月に改選されて就任する役員の

任期は、前任者の残任期間として45年5月まで一年間とすることに改めた。

以上

別紙第1

自 昭和44年5月 役員選出方法（案）  
至 昭和45年5月 日本製薬団体連合会

第1条 会則第10条に基づく、理事、監事及び評議員の選出は、次の方法によるものとする。

第2条 理事、監事及び評議員は、会員たる加盟団体構成員の中より、選出するものとする。

第3条 理事、監事の割当人員及びその推せん団体は、附表1のとおりとする。

第4条 加盟団体から推せんする評議員の割当数は、会費負担額を基礎とし、附表2の等級別により選出定員を定むるものとする。

第5条 加盟団体の会費負担額に変更があった場合は、当該団体から選出される理事、監事及び評議員員数の増減をすることができる。

附表 1

#### 理事、監事割当数及び選出推せん団体

区分	理事、監事割当及び選出推せん団体									
	理事							監事		
団体名	東葉工	大葉協	東京家	大阪家	富山	愛知協会	計	東葉工	富山	計
製葉協	7	8					15			
直販協	3						3			
全一協			1	2			3			
医葉協	1						1	1		1
全配協					1		1		1	1
愛知協会						1	1			
計	11	8	1	2	1	1	24	1	1	2

附表 2

#### 評議員割当数

等級別	評議員割当数	該団体當数	評定議員数	該当団体名
1級	30	2	60	東葉工、大葉協
2級	10	2	20	東京家、大阪家
3級	7	2	14	富山、愛知
4級	3	3	9	神奈川、京都、佐賀
5級	2	2	4	奈良、滋賀
6級	1	13	13	徳島、埼玉、兵庫、岐阜、神岡、長野、広島、山形、熊本、石川、福井、宮城、愛媛
計	53	24	120	

した比率により算定し、本年度は別紙第2の賦課並びに徴収方法により加盟団体の負担額は附表のことおりとすることとした。

- (2) 地域団体と業態別団体が夫々会費を負担することは、会員たる企業体にとっては二重の負担という結果になるので、この矛盾と不合理を如何にすべきかを問題としたが、業態別団体も役員割当勘案の対象となったので、若干の会員負担をすることに決定し、本年度は各業態別均等に次のとおりとすることに意見をまとめた。

団体名	年額会費
日本製薬工業協会	20万円
全国一般薬協議会	20万円
医薬品直販メーカー協議会	20万円
医薬工業協議会	20万円
全国配置家庭薬協議会	20万円
計	100万円

#### 4. 設置する委員会、審議会、懇談会等の種類と加盟団体委員会との重複調整について

- (1) 日薬連事業活動の中核機関として、從来から設置されている各種委員会、審議会、懇談会等を新たな観点から再検討し、各段階の意見が公正に反映されるよう運営に留意するとともに、全体としての事業活動を有機的に一本化し、且つ積極化することについては完全に意見一致をみた。
- (2) しかしながら、加盟団体に設置される各種委員会、研究会等が日薬連と重複を避けるためには、何等かの調整、工夫が必要である。

このような観点において検討した結果、日薬連と加盟団体の委員会との活動が重複する部門の調整方法としては、日薬連に設置する委員会が主体となって採り上げ、直接に推進するものと、他方加盟団体の活動に委せ日薬連は対外的窓口として、調整的役割を果す懇談会方式の二つに分類することに意見が一致し、次のとおり決定した。

##### ① 日薬連に設置する委員会、審議会(作業機関)

1. 薬制委員会
2. 再販委員会
3. 保険薬価研究会
4. 広告審議会
5. 大衆薬問題審議会
6. 家庭薬協議会
7. 組織改正委員会

##### ② 日薬連に設置する懇談会(調整機関)

1. 販売対策懇談会
2. 安全性懇談会

#### 3. 財務懇談会

#### 4. 資本自由化懇談会

「註」1. 保険薬価研究会は当分の間、從来どおりの組織運営によるものとする。

2. 安全性懇談会は日薬連委員会として置くべきだという意見もあった。

#### 5. 理事長制について

特別委員会の答申により既に決定をみている理事長制については、異論はなかった。唯一部の意見として理事長制は正副会長の地位、職能と重複となる憾があるとし、理事長を置く必要があり若しその適任者があるとすれば、むしろ会長或いは副会長とすべきであるという見解が示された。最終的な人選等は諸般の事情を考えて慎重を期すべきであろうということになった。

理事長制の設置目的には、一部の意見として次のような考え方方が述べられた。

- (1) 会長、副会長は夫々会社の代表者である場合が多く、日薬連の運営に専念できないので、中立的な立場にある人を理事長に選任して団体業務に専念せしむる必要がある。
- (2) 理事長は、日薬連運営の中心的存在となって活躍し、対外的にも強い発言力を有し、且つ永続性的期待される人で外部の圧力に屈すことなく案件を処理し得る人が望ましい。

#### 6. 会則の改正について

日薬連の組織、機構の改編には、必然的に会則の改正が必要となるので、現行会則に検討を加え、別添改正案のとおりに改め、評議員会に附議することとした。

主要な改正条項は次のとおりである。

#### 第1章 総則

第1条 海外との連絡、情報交換等の必要から団体名称に新たに英文名称を加えた。

第2条 団体目的の表現、記述を改めた。

第3条 推進する事業の表現、記述を改めた。

#### 第2章 会員

第5条 実質的に本会の会員として扱われている各企業体を從来は間接的会員と考えられていたが、実状に即するよう会則の上で明確にした。

第6条 団体の加盟、脱退の方式を改めた。

#### 第3章 役員

第9条 役員の定員数を改めたほか、新たに理事長制を設けた。

第10条 理事、監事は企業体の代表者とすることを定めた。

昭和44年4月15日

日本製薬団体連合会

会長 鈴木万平殿

臨時組織改正委員会

委員長 石黒武雄

#### 委員会の答申について

本年1月14日開催の日薬連評議員会において設置された臨時組織改正委員会の審議経過並びに結果を別添のとおり答申いたします。

なお、この委員会のメンバーは、次のとおりであったことを申添えます。

臨時組織改正委員会委員（アイウエオ順）

委員長 石黒武雄（第一製薬社長）

委員 荒川長太郎（荒川合名代表者）

- 〃 石黒七三（第一薬品工業社長）
- 〃 上野公夫（中外製薬社長）
- 〃 上原正吉（大正製薬社長）
- 〃 河村喜典（三共専務取締役）
- 〃 泰道三八（エスエス製薬社長）
- 〃 武田長兵衛（武田薬品社長）
- 〃 津村重舎（津村順天堂社長）
- 〃 内藤祐次（エーザイ社長）
- 〃 長瀬誠（昭和薬品化工代表者）
- 〃 三田良藏（参天製薬社長）
- 〃 宮武徳次郎（大日本製薬社長）
- 〃 森下泰（森下仁丹社長）
- 〃 森下弘（日本新薬社長）

以上 15名

#### 答申書

#### 概説

臨時組織改正委員会は、日薬連の合理的、効率的且つ民主的な運営について、さきに特別委員会から答申された構想に基づく組織、機構その他の改編についての具体案を作成するために慎重審議をとげた。各委員は夫々のおかれた立場において自由活発な意見を披歴、終始熱意をこめて論議し検討を重ねた結果、基本的な諸問題については、殆んど意見が一致したが、問題によっては完全な一致点を見出すことができなかつた部分もあったので、それは今後更に検討してゆくこととし、臨時組織改正委員会としての意見をまとめ、具体的な改編要綱を次のとおりに決定した。

#### 改編要綱

#### 1. 地域別団体と事態別団体との組織上の調整について

日薬連は地域団体をもって構成されているが、今回新たに業態別団体の加盟によって、その組織上において、いわゆる二面性をもつことによる問題点の調整をいかにすべきであるかを第一の課題として採り上げ検討した。

(1) 日薬連の組織は地域別と業態別の二本建となるが、業態別団体は専ら業務提携の団体として加盟するものとし、役員の選出や会費の負担団体にはならないという意見。

(2) 既存の地域団体は現状のままとして、新たに加盟する業態別団体は加盟団体として地域別団体と同じ立場で権利を有し、義務を負うべきが当然であるという意見。

この両意見は、役員の選出、会費負担という重要な内容をもつので、活発な論議が行なわれた結果、役員の割当は業態別団体を勘案して行ない、別に業態別団体も若干の会費負担をすることに決定した。

#### 2. 役員の選出方法について

理事、監事及び評議員の人数並びにその選出基準については、慎重且つ熱心な論議が重ねられた。

特に今後日薬連の中枢機関として強力迅速な活動が期待される理事については、その人数及び常任理事制度の問題とともに選出方法が論議の焦点となつた。

(1) 理事の人数を特別委員会答申のとおりの約20名の範囲にとどめることは、諸般の実状から困難であるとし、理事定員を若干増員し、差当り24名とすることとした。

(2) 常任理事の制度を設けることについては、賛否両論があったが理事定員を従来よりも約半減した点から考えて、理事のうちから更に常任理事制を設けることは当分見送るべきであるとした。

(3) 理事及び監事の選出方法については、その選出基準の決め方に関し論点が集中し、各種の觀点に基づいた要素について討議検討を行なったが、終局のところ生産額を主体とし、それに会員数を若干考慮した業態別の比率によって算定した人数を更に互譲、調整した結果、その人員並びに選出は別紙第1の役員選出方法によることに意見がまとまつた。

#### 3. 会費負担方法について

会費は従来のとおり地域別団体を主体として負担し、業態別団体も一部を負担することとし、本年度の予算規模は収支総額2,785万円とすることに決定した。

(1) 地域別団体の負担額は概ね従来の実績を目途と

- (イ) 新たに理事長制を設ける。
- (ロ) 評議員、理事、副会長のいずれについても、所属団体のウエート・会費負担額などを勘案し、業界の実態に即した形に改める。
- (ハ) 会長、副会長、理事、監事及び評議員の定員を検討する。おおよその標準は次の通りとする。

会長 1

副会長 2

理事 約20 (理事定員に会長・副会長を含み理事長・専務理事は含まず)

監事 2

評議員 約35

理事長 1

専務理事 1

- (ニ) 理事会を簡素化し、これに広範な権限を与える、原則として毎月1回以上理事会を開き、中枢機関として強力迅速に活動し得るようにする。

- (ホ) 評議員会は、年2回開催する。

(これは総会に該当する)

- (ヘ) 理事会、評議員会において、意見不一致のある場合は、多数決の原則によるが、少数意見も必要と認められるものは付記する等統一団体としての指導性と協調性を保持することに努めるものとする。

- (リ) 会議は次のとおりとする。

正副会長会議

理事会

評議員会(総会)

各会議に於ては、可成的に会員の発言にその場を与える如くする。

#### (4) 「運営」

- (イ) 業界としての対外的な活動は、原則として日薬連の名において行なうものとする。

但し、理事会の議を経て、特例を設けることができる。

- (ロ) 全業界に関連する案件は、特例を除き日薬連常設の委員会等によって、検討するものとする。

- (ハ) 常設委員会、研究会等の設置及び運営については、臨時組織改正委員会において検討するものとする。

#### (5) 「事務局」

事務局の機構を強化し、全会員団体への案件伝達意思疎通及び会員団体とのコミュニケーション

に万全を期する。

以上

4 特別委員会は前後7回に亘り全体委員会を開催、また、グループ別的小委員会を開くなど、日薬連の合理的、効率的かつ民主的な運営について審議検討を重ね昭和44年1月14日別記のとおり会長に答申を行なった。

5 1月14日開催の第90回評議員会において、会長より、昨年6月28日開催の臨時評議会で設置された特別委員会は審議を重ね、その大綱をまとめ本日上記の通り中間報告があつた、委員各位の非常な努力に対し、深い謝意を表したい、答申書は本日受理したので、その内容については、十分に目を通していない、特別委員会で慎重に審議検討された結果の答申であり、本日ご出席の評議員各位もこの答申の大綱にはご異論はないものと思われるが、重要な案件であるので一応お持帰りの上十分検討していただき、もし意見、要望等があれば10日間位の間に事務局を通じ、会長に意見を申出でていただきたい。何にも意思表示がなければ答申内容は、ご承認を願ったものとして処理することをご了承願いたい。

なお、答申書に記載されているように、具体的対処策等細部に至る点については、臨時組織改正委員会で検討することになっているが、これは今日までの検討内容と密接な関係があるので、これまでの特別委員会をそのまま臨時組織改正委員会として、ご協議願うことにいたしたい。また業種別団体のうち医薬工業協議会からは、これまで委員が参加されていなかったので、この際委員1名を追加することにしたいと諮り、全員異議なく前記の事項を了承した。

6 臨時組織改正委員会は、日薬連の組織、機構その他の改編に関する具体案を作成するために、前後5回に亘る審議会を開催し、慎重討議の結果その意見をまとめ、44年4月15日日薬連会長に対し「下記」のとおり答申書の提出があった。

2. 審議の重点は総合団体として、強化をはかるべきであるという意見に基づき日薬連の組織・機能をどのようにすべきであるか、既に設立活動している業態別団体との関係をどう結びつけ、また、その事業活動をどのように調和すべきであるかということに論議が集中し、従ってこの問題の審議・検討に多くの時間を費した。
3. 検討の結果は、既存の業態別団体の存在を認め、日薬連会員とすることとし、業界の外部活動は、原則としては日薬連の名において行ない、業界意思の統合一体化をはかり、その総力を結集して対外的に対処するという基本の方針を確認した。
4. この体制に応ずるために、日薬連の組織・機構を改変することについては、臨時組織改正委員会を設置して、速やかに改正案を検討すべきであるということに意見が一致した。
5. 特別委員会の開催は、前後7回に及んだとはいえる、何分にも短期間に結論をまとめねばならない時間的な制約もあったので最終的な結論とは認められない点もあるが、日薬連を製薬業界の中央総合団体として、全業界が今後一致協力してきびしい環境に對処してゆくべきであるという基本方針の確立を意図していることは、理解してもらえるものと思う。

昭和44年1月13日

特別委員会委員（アイウエオ順）

- 委員長 石黒 武雄（第一製薬社長）  
委員 荒川 長太郎（荒川長太郎合名代表者）  
〃 石黒 七三（第一薬品工業社長）  
〃 上野 公夫（中外製薬社長）  
〃 上原 正吉（大正製薬社長）  
〃 河村 喜典（三共専務取締役）  
〃 泰道 三八（エスエス製薬社長）  
〃 武田 長兵衛（武田薬品社長）  
〃 津村 重舎（津村順天堂社長）  
〃 内藤 祐次（エーザイ社長）  
〃 三田 良藏（参天製薬社長）  
〃 宮武 徳次郎（大日本製薬社長）  
〃 森下 泰（森下仁丹社長）  
〃 森下 弘（日本新薬社長）

#### 答申書

日薬連の合理的・効率的運営についての  
改善案大綱

##### 1. 骨子

- (1) 最近の製薬業界の環境は社会制度、行政的要因の激動の中で真に厳しい転換期に直面しており、もはや個々の企業努力の限界を超え、業界全体と

しての体質改善と対外活動強化のための強固な結束を急務としている。

- (2) 日薬連は全業界の総合団体としての指導力と権威を持ち客観条件の激変に即応する機動力と長期展望に基く研究調査など理論武装が緊要である。
- (3) この要請に応えるためには、日薬連は従来の地域別団体の連合体としての組織運営では不充分であり、既に必要により存在している業態別団体（製薬協、全家協、全配協、直販協、医薬協）をその組織中に包含することが必要である。
- (4) 日薬連は当面この二面性を持たざるを得ないが、この組織上の問題点の調整については、早急に「臨時組織改正委員会」を設置して検討することとする。
- (5) 以上のような観点に立ってまとめた改善対処策の大綱は次の通りである。

##### 2. 基本的対処策

- (1) 日薬連を業界における総合団体として外部活動の窓口にし、業界活動は原則として日薬連の名において行なうこととする。  
但し、日薬連理事会の議を経て、特例を設けることができる。
- (2) 業態別団体の存在はこれを確認し、日薬連会員として包含するものとする。
- (3) 現在日薬連の会員である地域別団体と今後会員となる業態別団体との機能・組織上等の矛盾撞着については、臨時組織改正委員会を設置し、速やかに検討するものとする。

##### 3. 具体的対処策

- (1) 「会員・会費」  
会員は、差当り現行の地域別団体加入の形式はこれを存続することとし、現存する業態別五団体はこの際日薬連に加入するものとする。
- (2) 会費は本年度は、現行のままでし、その間検討を加え本年3月定時予算総会において策定するものとする。  
改正の骨子は次のとおりとする。  
(i) 会費負担の公平、即ち会員である団体の規模、能力に応じたものとする。  
(ii) 実情に即した収支計画を樹立する。
- (3) 「役員」及び「会議」  
理事、監事、評議員等役員の定数及び構成は大要次の通りとし、選出基準等の詳細については、臨時組織改正委員会において、検討し、必要な会則条文の改正を行なうものとする。  
改正の骨子は次のとおりとする。

## 日薬連の組織、機構の改編について

標題のことについて、「かていやく」紙に記録として残こしたいので事務局で纏めて欲しいとのお話があり、記録類を一応まとめここに供する次第であります。

### 1 昭和43年5月23日に開催した日薬連の評議

員会で、議案第4号として日薬連の今後の運営改善に関する案件が上程されたのは未だ記憶に生々しいものと存じます。その内訳は業態別5団体（全家協、全配協、直販協、医薬協、製薬協）が既に設立されており、その活動は日薬連と重複する面が多くなるとみられるので、その合理化を図るためこの際日薬連の事業範囲を縮少して、今後は専ら厚生省その他関係官庁との連絡、並びに情報の伝達に当るほか業界全般にまたがる共通問題の協議検討の機関とすることに改め、その運営と機構は次のとおりとするというものがありました。

- (1) 現在定例的に開催している評議員会は、必要に応じ開催することとして、その回数を減じ、今後は理事会を適時開催して業務の推進を図るものとする。
- (2) また正副会長をもって構成する連絡協議会を設けて関係団体間の意見調整と共通問題の審議処理にあたるものとする。これがため必要に応じ副会長、理事等役員の増員を行なうこととする。
- (3) 現在常設されている委員会、懇談会など業態別団体に移管してその活動に委ねることが適当であるとするものは原則的には廃止の方針をとることとする。
- (4) 事務局機構を縮少し、常務理事の外数名の職員にとどめることとする。

2 この議案の上程には、出席評議員のうちから強い反対があり、本議案は当連合会の今後の運営上重要な問題を包含しているので、本日の評議員会に突如議題として上程されるこ

とは反対である。事柄の性格上事前に理事会等において十分検討協議の場をもつべきである、業界をとりまく厳しい諸般の情勢に対処するため慎重に考慮してやるべきであるとして本議題の撤回を迫った。

本件について多数の出席評議員の間から強硬な意見の開陳があり、会議は混乱の様相を呈したので鈴木議長から本日の議題としての上程を見合せ、後日改めて評議員会を開催し検討することにしたいとして保留となった。

3 次いで6月23日緊急評議員会が開催され前回保留となった本件はその後正副会長会議において審査検討の結果、特別委員会を設けて慎重審議することとしたいということに意見がまとまったので、緊急理事会において特別委員会の設置並びに委員14名が選任され承認された。



昭和44年1月14日

日本製薬団体連合会

会長 鈴木万平殿

特別委員会

委員長 石黒武雄

特別委員会の答申について

昭和43年6月28日開催の日薬連評議員会において設置をみた特別委員会は、日薬連の合理的・効率的かつ民主的運営について検討し、慎重審議を重ねた大綱を、別記のとおり中間答申いたします。

答申にあたって

1. 特別委員会に与えられた課題は製薬業界の中央総合団体として存在する日薬連の合理的・効率的かつ民主的な運営如何ということについて審議・検討することであった。

特別委員会は、この課題討議のため、前後7回に亘り、全体委員会を開催、またその間においてグループ別の小委員会を隨時開催して、掘下げた真剣な検討を行なった。